**平成２８年（フ）第５６号**
熊本県宇城市松橋町豊崎1956番地１　エレガンテ・トレス202、開始決定時の住所鹿児島県阿久根市赤瀬川420番地
破産者　落　　哲郎
１　決定年月日　平成29年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第７７号**
鹿児島県薩摩川内市天辰町2094番地１
破産者　鹿島　智美（旧姓益田）
１　決定年月日　平成29年４月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係

**平成２８年（フ）第１３０号**
福島県郡山市亀田２丁目26番19号　山一亀田ビル203号、開始決定時の住所福島県郡山市町東２丁目５番地　レンティーズ遠藤202号
破産者　油座那王貴
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２８年（フ）第８６号**
福島県南会津郡南会津町田島字西町甲4318番地、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字西町甲4318番地
破産者　小林　清美
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２８年（フ）第８７号**
福島県南会津郡南会津町田島字西町甲4318番地、前住所福島県南会津郡田島町大字田島字西町甲4318番地
破産者　小林　重子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所会津若松支部破産係

**平成２９年（フ）第１号**
群馬県佐波郡玉村町大字上福島416番地６
破産者　外丸　雅也
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

**平成２８年（フ）第３１０号**
相模原市中央区鹿沼台２丁目９番20―423号
破産者　高橋　大介
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第３４９号**
神奈川県藤沢市片瀬海岸１丁目２番16～308号
破産者　本田　政明
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２９年（フ）第３０号**
相模原市中央区宮下本町１丁目３番９号
破産者　木村　重幸
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２８年（フ）第４５４号**
静岡県沼津市常盤町１丁目２番地の１　ヴィラシャルマン301号、前住所静岡県沼津市旭町22番地の10
破産者　内野　　進
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第４５５号**
静岡県三島市南町２番37号　アーバンシティ三島南町1203、前住所静岡県沼津市旭町22番地の10
破産者　渡邊　洋子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第１６６号**
静岡県富士市岩本2191番地の２
破産者　影山　晋司
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第２０３号**
静岡県富士宮市小泉2396番地の37　コーポ小泉101
破産者　水越あや子
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所富士支部

**平成２８年（フ）第５０４号**
静岡県磐田市見付3966番地12
破産者　鈴木　龍太
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

**平成２８年（フ）第７８８号**
京都市上京区西堀川通元誓願寺上る竪門前町414番地　西陣団地834号
破産者　山本　光治
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第８７２号**
京都府長岡京市馬場２丁目２番18号　グラシィオ長岡102号、住民票上の住所京都府長岡京市金ケ原寿先１番地６
破産者　小西　秀樹
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１０６３号**
京都府木津川市木津川台１丁目20番地１
破産者　今野　英紀
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２８年（フ）第１１００号**
京都府長岡京市天神１丁目１番28号　司ビル205、破産手続開始決定時の住所京都市西京区川島調子町16番地１　エルフィン井上403号室
破産者　森　　圭司
１　決定年月日　平成29年４月12日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係